



学校図書館の充実を！

学校図書館は、すべての学校に設置することが義務づけられています（学校図書館法）。しかし、学校図書館の整備はまだ不十分です。文部科学省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準達成率（図1）や、学校司書の配置率（図2・図3）をみれば明らかです。



（いずれも 2012年・2014年・2016年
実施の文部科学省調査）

図書購入費が必要です！

2017年から学校図書館整備 5 年計画（第5次）がスタートしました。この施策を実効あるものにするには、各自治体に地財措置で算定された額を学校図書館の図書購入費として予算化させるとりくみが重要です。

高校は、文部科学省「図書標準」の定めがなく整備計画の対象になっていないため、図書整備費の措置がありません。このため 10 年間で年間の図書購入費が約 1 4 万円減少しています（公立高校の平均。全国 S L A 調査）。整備計画に高校、特別支援学校も含めることを要望します。



専任・専門・正規の学校司書の配置を求めます！

2014年6月に学校図書館法が改正され「学校司書」が法律上に明記されましたが、「置くよう努めなければならない」とあり必置でないため、依然として配置状況は各自治体によってさまざまです。

高校の学校司書の配置率減少は止まりましたが（図2）、常勤の割合は下がり続けています（図3）。小中学校における常勤の割合は 1 割程度です（図3）。今後、学校司書の配置をすべての学校に継続しておこなうには、学校図書館法に必置の職として位置づけ、教職員定数法など関係法規を整備し、専門職制度を確立することが求められます。

図1 公立学校の図書標準達成率

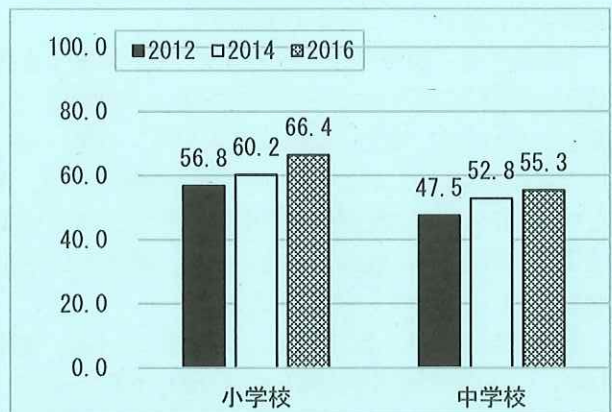


図2 公立学校の学校司書配置率

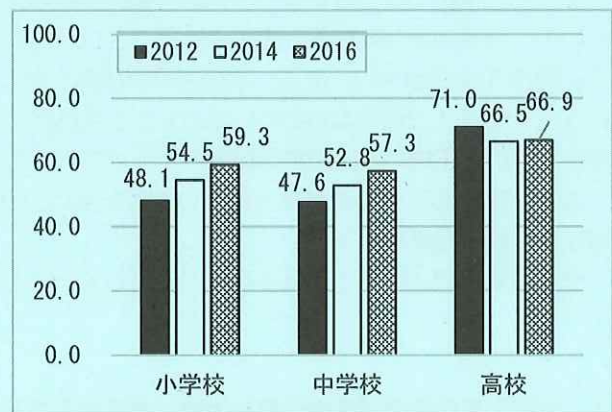
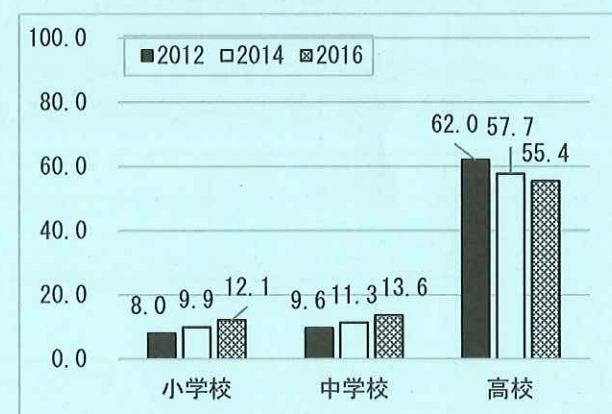


図3 常勤の学校司書を配置している公立学校の割合



全日本教職員組合 (03-5211-0123)

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館

文部科学大臣 様

学校図書館の充実を求める署名

子どもたちがゆとりをもってじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母、国民、教職員の切実な願いです。学校において、このような教育活動を保障するうえで、学校図書館と学校司書の果たす役割は大きく、その充実が強く求められています。学校図書館は、学習に必要な図書を提供するとともに、さまざまな図書館活動を通して児童・生徒が読書への関心を高めるなど、人間的な成長を促しています。学校図書館を充実させるためには、十分な図書費を保障することとともに、「学校教育法」「学校図書館法」などを改正し、専任・専門・正規の学校司書制度を新たに確立することが必要です。

文部科学省「2016年度学校図書館の現状に関する調査」では、学校司書の配置率は平成26年度調査と比較して、公立小学校（以下すべて公立学校についての数値）で4.8ポイント増の59.3%、中学校で4.5ポイント増の57.3%で改善しています。また、高校は0.1ポイント増の66.9%と僅かに増加しましたが、10年間のスパンで見ると、平成18年度調査では71.2%であったことと比較すれば、きわめて不十分な配置であり、高校全体としては減少傾向です。また、常勤の司書の配置率は小中学校では12.1%・13.6%と依然として低く、高校では年々減少し55.4%となっています。都道府県別の配置状況をみると、歴然とした格差があります。ほとんど配置の県でも、近年、非正規の配置が増加しているのは大きな問題です。

図書標準達成率の全国平均は、小学校66.4%、中学校55.3%で、いずれも前回の調査より3~6ポイント上昇しており、「学校図書館図書整備5か年計画」（第1~4次）の効果が少しずつ現れていますが、まだ6割弱程度の達成に過ぎません。それとともに、この図書整備計画に高等学校・特別支援学校が含まれていないことは問題です。

こうした現状の中、第5次「学校図書館図書整備5か年計画」（2017年度スタート）で小中学校の学校司書配置について、国が地方財政措置を充実させたことは、学校司書の全校配置をさらにすすめる重要な施策となります。加えて、2015年4月施行の「改正」学校図書館法第6条の「専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない」とされたものを「置かなければならない」にするなど、実効あるものとし、専任・専門・正規の学校司書の配置につなげていくことが必要です。

また、2011年3月の東日本大震災の被害を受け、校舎が損壊した学校では、被災した学校図書館の施設、蔵書の復旧は引き続き重要課題です。

つきましては、以下の事項を早急に実現していただくよう求めます。

記

1. 学校図書館費の図書整備費を大幅に増額すること。
2. すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置できるよう、学校図書館法に「学校司書をおかなければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
3. 学校司書を、学校教育法、教職員定数法など関係法規に位置づけること。
4. 学校司書の全校配置をすすめるため、学校司書の配置に関する地方財政措置をさらに充実させること。
5. 東日本大震災で被害を受けた学校図書館の施設、蔵書の復旧を継続して行うこと。

お 名 前(フルネーム)	住 所(〇〇県△△市□□町1-2-3-番地までお書きください)

※この署名は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。

取扱い団体：全日本教職員組合・（ ）教職員組合